

## タイのエビ・水産加工業における児童労働への取り組み

トゥオモ・プティアイネン（タイ IPEC プログラム・マネジャー）

タイ政府と水産加工業及び地域社会は、同国の水産業における児童労働撤廃、若い労働者の保護、すべての人へのディーセントな労働条件の確保に向けて、ILO の IPEC（児童労働撤廃国際計画）と協力して活動を強化している。

タイのエビ・水産加工業は、2009 年に国内総生産（GDP）の約 2% を占め、タイの経済発展に重要な役割を果たし、今後も大きな潜在的可能性をもつ分野である。国連食糧農業機関（FAO）によると、2010 年にタイで採れる魚と水産物の輸出は、輸出国の上位 10 カ国中、中国とノルウェーに次いで 3 位にランクされ、その額は 2000 年の 40 億ドルから 2009 年の 70 億ドルまで上昇している。マグロ、エビその他の魚が主要な輸出水産物であり、日本はタイの冷凍水産物の輸出先として、米国市場（46%）に次ぐ 20% の輸出市場となっている。

エビ・水産加工業は労働集約的で、タイ人労働者を大量に雇用すると同時に、カンボジア、ラオス、そして特にミャンマーなど近隣諸国から流入する大量の移民労働者を引きつけている。水産業全体では、漁業、加工業及び関連する経済分野で 200 万人以上の労働者を雇用している、と推測される。水産加工に従事して

いるタイの大多数の労働者は、移民であり女性（推定 80%）である。

主要な沿岸水産物養殖区域は、スラート・ターニー、チャンタブリー、ソクラーなどの南方県で、エビの養殖場は主に、チャチュンサオ、スラートターニー、ナコーン・シー・タンマラートにある。国全体では、エビとマグロの加工業には 150 以上の冷凍工場、50 の缶詰工場があり、サムット・サーコーンに最も集中している。

●児童労働、強制労働及び人身取引の現状をメディアが取り上げ、水産業における労働者の保護に取り組む必要性を指摘

2010 年、タイ政府と共同で、IPEC の 4 年間にわたる ILO 技術協力プロジェクトが始まった。これは、水産業における児童労働と強制労働撤廃に取組み、同産業における労働条件を改善することを目的とする。プロジェクトは、サムット・サー



サムット・サーコーンにあるエビの加工場

コーン、サムット・プラカーン、スラート・ターニー、ナコーン・シー・タンマラート及びソクラーといったエビと水産加工業の中核地域に焦点を当て、4 年間（2010 - 14 年）の活動に対して、米国労働省から 900 万ドルの資金が提供されている。

IPEC 活動の主要戦略分野は、教育へのアクセス向上、脆弱なタイ人及び移民の子どもたちへの生活サービス支援、漁業分野における危険な労働環境の是正、労働監督官や政府担当官の訓練を通じた国内労働法及び労働安全衛生規制の順守向上、県政府と水産業による児童労働と強制労働の予防システムの構築、である。

また、これらの戦略分野には、水産業との協働により、すべての労働者の労働条件全般の向上をめざし、企業レベルでより良い意思疎通と労使対話を醸成し、水産業における労働条件の改善に向けて多方面の利害関係者の関与を促すことが含まれている。

### ●タイの水産業における児童労働

タイの児童労働に関して国が集計した信頼できるデータは、今のところ無い。2012 年に IPEC が海産物を生産する 4 つの県で行った児童労働に関する調査によると、5 ~ 17 歳の年齢層における児童労働の割合は平均 9.9% で、タイで最大の水産業の中心地であるサムット・サーコーン県では 12.7% であった。15 ~ 17 歳で経済活動に従事している児童を調査したところ、36.2% が危険な児童労働をしていることが判明し、若い労働者への保護を向上させる必要性が指摘された。

エビ・水産業のバリューチェーンにおける児童労働は、インフォーマルで無登録の第一加工段階（仕分け、皮むき、背

ワタ取り）を行う企業で最も多い。その他のサプライチェーンにおける危険な労働に就く児童労働は、法的に認められる就業年齢以下及び以上の双方において、漁業に始まり、荷揚げ場と市場、水産物養殖場、大規模なエビ・水産加工の包装工場と加工工場で見られた。

また、調査では、水産業以外の分野でも、農業（ゴムのプランテーション、農場）、サービス業、家内労働、小規模でインフォーマルな家族経営の加工業や製造業で児童労働が確認された。タイ人も移民の子どももあり、男女の子どもとも同様に働いていた。

### ●児童労働問題への取り組み 2 つの事例

\*産業主導による適正労働慣行（Good Labour Practices）プログラムの開発

過去 2 年間、タイ政府は、特に労働者保護・福祉省、水産省、使用者団体及び労働組合を通じて、水産業における変革を推進してきた。労働者保護・福祉省は、ILO-IPEC と共に、水産業において危険で有害な児童労働が発生している仕組みをより良く理解し、児童労働を是正し危険な条件下に置かれている若い労働者を保護する方法に関して、使用者と労働者に対する指針を構築することに積極的に取り組んできた。産業主導による改善策と労働法の順守を推進する政府の役割を結びつける重要な取組みとして、タイのエビ・水産加工業に具体的な適正労働慣行（GLP）プログラムを開発することが挙げられる。

GLP プログラムは、政府の労働監督、労働安全衛生、さらに労働組合と市民社会による労働権の尊重などを支援している。これは、既存の労働法や規則を網羅

する適正労働慣行（GLP）ガイドラインを開発することを通じて基幹的な労働法及び基準を水産業分野に適用すること、そして労働条件全般の向上に関する指針を提供することである。特に児童労働と強制労働の分野に関心が向けられている。

GLPのガイドラインが最初に対象としたのは、タイのエビ・水産加工業の中の第一加工分野であり、さらに水産物養殖業、漁船、そして大規模工場の3分野が対象となっている。

GLPガイドラインは、それを適用して企業レベルで労働条件を向上させるべく個々の企業支援を意図するGLPの訓練計画により支えられている。訓練計画には労使双方が関わり、児童労働と労働者の権利についての提唱活動や意識向上運動で後押ししている。

2013年9月には、エビ・水産業に携わる170社が、ILOの中核的労働基準の原則、児童労働並びに強制労働に関連する国内法を尊重することを記したGLP訓練プログラムに署名した。タイから水産物を買っている外圍のバイヤーたちも、このGLP訓練プログラムに関心を示し支援を表明した。

GLPプログラムは、試行テスト及び企業との追加的協議を経て、2014年には軌道にのると考えられる。主導する立場にある産業団体及びタイの水産関連企業は、水産業における児童労働問題の全容を把握し、その取組みを普及するために、このプログラムを積極的にサポートする役割を担う必要があるだろう。

※児童労働に対する地域社会の意識向上及び脆弱なタイ人及び移民の家族と子どもへのサービス提供

ILO-IPECのもう一つの重要な活動は、

脆弱な地域社会に生計機会を創出することである。生計基盤が弱い世帯の人々が、児童労働や有害な作業に従事するリスク、教育を受けて高いスキルを身につけることで受けられる恩恵について深く理解すると、彼らは危険な仕事や低スキルの仕事に就いたり、家族を養うために児童労働からの収入に依存することが少なくなる。

ここに、ILO-IPECが、NGOや市民グループと幅広く連携して前向きな変化を進めるために協働する理由がある。彼らは地元で活動し、地域住民、使用者、地元の政府職員たちを知っているからである。

ILO-IPECが協働する主要団体の一つが、バンコク、サムット・サーコーン県及びサムット・プラカーン県で児童を保護する活動を行っている児童育成基金（FCD）である。

FCDの戦略は、児童労働のマイナス面、幼少期ケアの利点、教育と保健サービスへのアクセスなどに関する意識向上のために、地域社会に出向いて活動することである。FCDの地域社会プロジェクトは、全体で1700人の児童とその家族を対象としている。

サービスの内容は、生活面のスキル、教育へのアクセス、創造的な空間コンセプトを活かした多様な子育てサービス、すなわち、移民や貧しいタイの子どもたちが安全で自由に遊んだり、基本的なスキルを学べる場所を作り、親たちは、そこで保健サービス情報を知り、家族の健康や福祉関連の問題で支援を受けられるようにすること、などである。

このようなタイプのプロジェクトは、州政府の計画の中に児童労働問題への取組みが統合されたり、弱い立場の子ども

たち（タイ人と移民）への効果的な教育サービスの提供と連携した時、さらに地域社会一般の意識向上や提唱活動によってサポートされた時に、最も効果が期待できる。

●日本のバイヤー、小売り業者、消費者にできることは？

世界的に見ると、バイヤーと消費者は、購入する製品が適切な労働条件のもとで製造され、児童労働や強制労働に関する国際労働基準に従い、非倫理的な労働慣行で製造されたものでないことを確保する上で、益々重要な役割を担っている。バイヤーは、特定の産業部門において適切な労働基準が達成されることをめざすグローバル・プログラムや多角的な利害関係者の取組みに署名することにより、自社の倫理的な調達政策をサプライチェーンの全レベルの取引先に周知することができる。更に、生産工場を訪問したり、監視システムを使うことにより、こうした考慮を積極的に取り入れ、労働条件の欠陥を是正するメカニズムを職場レベルで整備し、労働者自らが問題解決に積極的に関与するようにすることが可能である。職場レベルにおける労使間の良好な協力関係が、児童労働の使用に対する最善の防御策となる。

バイヤーが重要なプラス効果を発揮できる他の分野としては、世界規模で行わ



生活面のスキルについて活動するFCDスタッフ（タイのサムット・サーコーン県にあるチェンバー・ホウ寺院にて、2013年3月）

れる企業の社会的責任（CSR）関連プログラムへの投資を増やすことがある。その中には、保育、母性保護、脆弱な集団のための通学計画などのプロジェクトを通じて、労働者の福祉を増進させることを目的とするものがある。国際的なバイヤーは、ビジネスパートナーやCSRプログラムの共同スポンサーと手を組んで、児童労働の根源となる問題に取り組むつつ職場の内外で労働者の福祉全般の向上を支援することができる。

最後に、消費者の役割について考えてみよう。消費者は、市場に明白な影響力を持ち、不正な利益を得るために児童労働をさせて非倫理的なビジネス慣行を行っていると判明した事業を追放する力を持っている。消費者は、購入する製品がどこでどのように生産されたか、また製品がつくられる状況を解明したり疑問を呈することができる。

●前進すること

2つの実例は、すでにタイ政府、水産加工業及びその他の利害関係者が行っている児童労働撲滅への取組みや労働条件の向上には、さまざまな方法があることを示している。児童労働と労働保護に関係する機関や組織が、さらに経験を蓄積し、児童労働問題をより深く理解し、児童労働のない産業は達成可能であること、そして産業が共同で良好な労働条件と労働者の保護を追求することにより、それを達成できるという自信を持って継続発展させていくことが期待される。ILO-IPECがこのプロセスに関わり、タイにおいてパートナーとともに最終目標を視野に入れつつ、児童労働をなくす活動に継続的に関われるのは、ILOにとって喜びとす

るところである。

更に詳細な情報は、下記まで：

Tuomo Poutiainen

Programme manager, IPEC Thailand

Programme

ILO Country Office Thailand, Lao PDR  
and Cambodia

United Nations Building 11<sup>th</sup> Floor

Rajdamnern Nok Avenue, Bangkok 10200,  
Thailand